



平成 18 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 **小松ウカー工業株式会社**  
代 表 者 の  
役 職 氏 名 代表取締役社長 加 納 裕  
コ ー ド 番 号 7 9 4 9 東証・大証市場第一部  
問 合 わ せ 先 取締役社長室長 奈良本 明則  
TEL 0 7 6 1 - 2 1 - 3 2 3 4

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 18 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 39 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

定款の定めをもって単元未満株式について行使することができる権利を定めることが認められたことから、単元未満株式の権利を単元株式と比して相当の範囲に制限するよう、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

定款の定めをもって株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとすることが認められたことから、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

その他、会社法に基づく必要な規定の新設、不要となる規定の削除を行うとともに、会社法の規定の文言に合わせ、必要な文言の変更を行うものであります。

- (2) 上記の条文の新設および削除に伴い一部条数の変更を行うとともに、一部字句の整備など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

以 上

現行の定款	変更後の定款
<p>第 1 章 総則</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関を置く。</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2,500万株とする。</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,500万株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(自己株式の買受)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 100 株とする。</p> <p>当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は 100 株とする。</p> <p>当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、</u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現行の定款	変更後の定款
<p>(新設)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</u></li> <li><u>4. 第13条に定める請求をする権利</u></li> </ol>
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いは、この定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>      当会社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条 当会社は、株式名簿管理人を置く。</u>  <u>株式名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>      当会社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。) <u>新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第13条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現行の定款	変更後の定款
<p>(基準日)  <b>第 11 条</b> <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会  (招集)  <b>第 12 条</b> (略)</p>	<p>第3章 株主総会  (招集)  <b>第 14 条</b> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)  <b>第 15 条</b> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(招集者および議長)  <b>第 13 条</b> (略)</p>	<p>(招集者および議長)  <b>第 16 条</b> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)  <b>第 17 条</b> <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議)  <b>第 14 条</b> <u>当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u>  <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)  <b>第 18 条</b> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<b>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</b>  <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)  <b>第 15 条</b> <u>当社の株主またはその法定代理人は、当社の他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。</u>  (略)</p>	<p>(議決権の代理行使)  <b>第19条</b> 株主は、当社の議決権を有する他の株主<b>1名</b>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u>  (現行どおり)</p>

現行の定款	変更後の定款
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 (略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 (現行どおり)</p>
<p>(選任) 第17条 (略) 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>  (略)</p>	<p>(選任方法) 第21条 (現行どおり) 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第18条 当社の取締役の任期は、就任後1年<u>内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第22条 当社の取締役の任期は、就任後1年<u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> — (削除)</p>
<p>(役付取締役および代表取締役) 第19条 (略)</p>	<p>(役付取締役および代表取締役) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集者および議長) 第20条 (略)</p>	<p>(取締役会の招集者および議長) 第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第21条 (略) 当社の取締役および監査役の前記の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 (現行どおり) 当社の取締役および監査役の前記の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第22条 (略)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第26条 (現行どおり)</p>
<p><u>(取締役会の議事録)</u> 第23条 <u>当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(顧問または相談役) 第24条 (略)</p>	<p>(顧問または相談役) 第27条 (現行どおり)</p>

現行の定款	変更後の定款
(取締役会規則) 第25条 (略)	(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)
(報酬) 第26条 当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(報酬等) 第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 (略)	第5章 監査役および監査役会 (員数) 第30条 (現行どおり)
(選任) 第28条 (略) 前項の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	(選任方法) 第31条 (現行どおり) 前項の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(任期) 第29条 当社の監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。  補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第32条 当社の監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(常勤の監査役) 第30条 <u>当社の監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u>	(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(監査役会の招集通知) 第31条 (略) 当社の監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(監査役会の招集通知) 第34条 (現行通り) 当社の監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議方法) 第32条 <u>当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u>	(削除)

現行の定款	変更後の定款
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><b>第33条</b> 当会社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p><b>第34条</b> (略)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p><b>第35条</b> (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p><b>第35条</b> 当会社の監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><b>第36条</b> 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p><b>第36条</b> 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><b>第37条</b> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金)</p> <p><b>第37条</b> 当会社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><b>第38条</b> 当会社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p><b>第38条</b> 取締役会の決議をもって毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p><b>第39条</b> <u>当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(除斥期間)</p> <p><b>第39条</b> 当会社の利益配当金、中間配当金、<u>その他の交付金が支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><b>第40条</b> 当会社の剰余金の配当および中間配当は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p>附 則</p> <p><b>第18条</b> (取締役の任期)の規定にかかわらず、平成16年6月24日開催の定時株主総会において選出された取締役の任期は、平成18年開催の定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>本附則は、平成18年開催の定時株主総会終結後、これを削除する。</p>	<p>(削除)</p>